

令和5年9月14日（木曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和5年9月14日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	菅 原 辰 雄 君	
副委員長	後 藤 伸太郎 君	
委員	伊 藤 俊 君	阿 部 司 君
	高 橋 尚 勝 君	須 藤 清 孝 君
	佐 藤 雄 一 君	佐 藤 正 明 君
	及 川 幸 子 君	村 岡 賢 一 君
	今 野 雄 紀 君	三 浦 清 人 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 仁 君
副 町 長	三 浦 浩 君
総 務 課 長	千 葉 啓 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	佐々木 一之君
行政 管理 課 長	菅 原 義 明 君
行政管理課課長補佐 兼行政管理係長 兼行政改革推進係長	小野寺 洋 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 正 文 君

事務局職員出席者

事 務 局 長
次 長 兼 總 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長
主 事

佐 藤 正 文
畠 山 貴 博
小 野 真 里

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午前10時30分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

報道機関から撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

本会議終了後の特別委員会でございますので、活発な中にもスムーズな運営に御協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、議会から町当局に対し、2月17日の特別委員会以降の状況について説明を求めるとともに、特別委員会として今後の調査の進め方等について協議するために開催するものでありますので、よろしく願いいたします。

早速会議に入ります。

不正流用により生じた損害に係る町の対応及び再発防止策の取組状況についてを議題といたします。

本日は、説明員として町長、副町長、総務課長、総務課長補佐、行政管理課長、行政管理課長補佐、監査委員事務局長が出席しております。

本日の会議の進め方についてであります。先ほど申し上げましたとおり、町当局からさきの特別委員会以降の状況について説明を求めたいと思います。

説明員に対する質疑等は、この説明が終了した後、一括して行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

このように執り進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは説明に入ります。行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） おはようございます。

それでは、私より資料説明をさせていただきたいと思います。本日用意させていただきました資料は、お手元にあるかと思えます。2つになります。

1 つは、仙台地方検察庁気仙沼支部より届きました通知書の写し、1 枚ものです。

もう一つが、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案についてとしました、7 ページものの資料ということになります。説明につきましては、この 7 ページものの資料を中心に説明をさせていただきます。今回は、若干冒頭の部分は振り返りを含めての御説明になります。簡単にそこは説明したいと思います。

1 ページを御覧ください。

事案の概要でございます。事案の概要につきましては、元農済職員が南三陸町有害動植物等対策協議会名義の通帳に支払われた南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金について、隠蔽工作を行いながら、約1,600万円を不正に流用したもの、また当事案の調査の過程において、町職員によるずさんな事務処理が明らかになり、このことも事案発生及び不正流用の長期化につながったことが判明し、関係職員の処分に至ったものというものでございます。

これについて、2 番として、時系列による整理をしております。かいつまんで申し上げます。令和3年3月16日、町に対してこの事案の第1報が入りました。

中段ほどになります。令和3年4月9日、この事案に関しまして、議会全員協議会において御説明を申し上げます。

その下の段になります。令和3年6月3日、町監査委員による随時監査及び財政援助団体監査の結果を受領いたしました。

3 つ下になります。令和3年6月29日、町から南三陸警察署に対して被害届を提出いたしました。同日でございますけれども、議会におきまして調査特別委員会が設置されてございます。

2 ページにお進みください。

上から3つ目になります。令和3年9月22日、町長及び副町長の給料の一部を減額する条例案が可決してございます。

その下になります。10月29日、本件関与職員に対する懲戒処分を決定しております。

少し飛びまして、中段ほどになります。令和4年8月25日、元農済職員との間で債務承認弁済契約が締結されてございます。

その下になります。令和4年11月7日、監査委員より職員の賠償責任に関する監査結果を受領いたしました。

一番下の段になります。令和4年12月14日、元農済職員との間で債務承認弁済変更契約が締結されてございます。

3 ページにお進みください。

箱囲みの一番下の段になります。令和5年2月17日、前回の調査特別委員会が開催されているという状況でございます。

続いて、3番、前回調査特別委員会以降の動向ということで、ここからは少し詳しく御説明をさせていただきます。

2月24日になります。地方自治法分の賠償責任の免除及び民法分の賠償責任の免除について、当該者に通知を行っております。令和5年6月21日になります、仙台地方検察庁気仙沼支部において聴取を受けております。対応者は私でございます。8月2日、仙台地方検察庁気仙沼支部より本件についての不起訴処分とされたことについて通知を受けてございます。この通知がお手元でございます、1枚ものの通知となります。このことをもって、刑事手続は終了ということになります。

続いて4番、金額の整理でございます。

①ですけれども、補助金の交付総額1,860万円でございます。このうち、交付の相手方が確認されているものが318万8,092円。最終的にはこの部分の交付の相手方が確認されているものについて、この対象経費と対象外経費がございましたけれども、監査委員等の御意見にもありましており、最終的には有害鳥獣駆除に役立ったものであろうということで、この部分については元農済職員が私的流用した額からは控除するというふうな、1,860万円からは控除するという取扱いにしております。

それから、③といたしまして、南三陸町有害動植物等対策協議会の通帳に残っていたお金、これが12万3,732円になります。先ほど2番の④のところの括弧書きにございました、射撃場修理代金9万9,000円と記載がございます。これは、この9万9,000円が補助対象外経費とされたんですけれども、当該団体から最終的には町に返納したいということで納付がございましたので、この9万9,000円と12万3,732円を合わせた22万2,732円という数字が決算書の歳入に出てきておりました数字でございます。決算特別委員会の際に若干御質問がございました、その数字となります。

資料に戻ります。

④です。これらを差引きいたしまして、元農済職員が私的流用として整理された額が1,528万8,176円ということになりました。

⑤になります。元農済職員との間で債務承認弁済変更契約、変更契約のほうです。最終的な変更契約が結ばれた額と申しますのが、764万4,088円になります。

資料から離れますけれども、このうち298万円が、決算書に出てまいりました本人からの弁済額、令和4年度に弁済された額というのが298万円で、これは決算書に出てまいった数字でございます。ですので、今後この298万円を差し引いた額が、本人から納入される見込みであるということになります。

資料に戻りまして、⑥町職員の賠償に当たって元とされた額、これは全体額の2分の1相当ということで、これが770万5,954円でございます。このうち、様々な事情を考慮してということの中で、職員の賠償として決定された額が202万2,213円ございまして、さらに先ほど申しあげました2月17日の議会において同意いただきましたけれども、そのうち免除としたものというのが自治法分、それから民法分合わせて18万1,950円でございます。これを220万から引きますので、最終的に職員の賠償額として歳入された額というのが⑨でございますけれども、184万263円となります。これも決算書に出てきておる数字でございます。

最後に米印が書いてございます。上記中、下線付太字が町に歳入された、あるいは歳入される見込みの額ということで、見込みということでここには合計額を記載しておりませんが、合計額を申し上げますと970万7,083円、これが町に歳入された、または見込みの額というふうな金額の整理になります。

続いてページを進んでいただきまして、4ページになります。これ以降は、再発防止対策ということでございます。

①として措置の具体ということで、(1)所属単位による服務研修の実施ということで、この所属単位による服務研修の実施については、監査委員からの指摘と申しますか御指示と申しますか、そういったものでそのような形での研修を望みますということがございましたので、実施をしているものでございます。

3行ほど飛びまして、この研修につきましては、職員個々における各種認識の状況、各所属における事務事業の取扱いの現状と課題、ひいては組織全体に係る現状認識とその共有、共通課題の洗い出しにつながっているものというふうに捉えております。

実施状況でございます。アからウまで3つございます。まず、アとして、令和3年11月25日から12月23日まで17日間にわたって行いました、全職員を対象にした服務研修でございます。対象者は181名でございました。

続いて、イとして令和4年10月3日に行っております、階層別研修ということで、入庁1年から2年目の職員12名に対して研修を行っております。

それから、ウといたしまして、令和4年9月29日、ガバナンス・コンプライアンス研修とい

たしまして、入庁5年目以降の全職員115名に対して研修を行っております。

続いて、4ページ目の一番下になりますけれども、(2) 共通事務の標準・平準化ということでございます。補助金の交付、業務の委託等、組織として共通する事務に関し、関係する法規について誤りなく解釈し、その運用を標準化するとともに、所属間、職員間において偏りのない事務の執行とすべく、全ての所属の長に対して次のとおり通知書を発出し、周知徹底を行ったということで、実施状況としてアからエまで4点、通知を発出しております。補助金関係が3件、それから委託事務の適正化ということで1件の通知を発しております。

最下段になりますけれども、この通知のほかに関係する各種団体に係る会計事務の適正な管理ということで通知を発出して、そして会計処理の適正化と事故の防止を努めてまいったということでございます。

(3) といたしまして、内部統制の確立に向けた体制への検討ということで、6ページを御覧ください。

行政の考査、事務の管理改善に関する体制を整備すべく、必要な組織の見直しを実施したということでございます。実施状況については、令和4年4月1日より行政管理課を設置しました。現在2係4人体制でございます。令和4年に様々な事務の改善を目的といたしまして、アからセまで14件の通知を発出しております。

それから、中段下ほどになりますけれども、ヘルプラインの設置というのがございます。この不正流用事案に関しては、その審議の過程で、その兆候はなかったのかという議論が何度かされてございます。早く見つけていればというふうなところであったと思います。そのところに着目をいたしまして、些細なことでも御相談いただくという中で、不正な芽を、あるいは間違った芽を摘んでいこうとするものでございます。法令違反等の不正行為の未然防止、早期発見、是正を図ることにより、職員にとってのリスクの回避、分散を目的とした内部向けの相談窓口としてヘルプラインを設置してございます。これまでの相談実績は10件ということでございます。

(4) その他といたしまして、内部調査事務委員会を設置して、この内部調査事務委員会からも報告書を頂いております。

最後、7ページを御覧ください。

これら取組の総括といたしまして、上記の措置への取組に係る概評ということでございます。こちらについては朗読をいたしたいと思っております。

上記の取組みは、概括すれば「職員個々の自己管理の徹底と資質向上」、「事務執行におけ

る基本的な事項の確認と各所属においてこれを確認することの徹底」、「事務の適正執行を役場組織全体として担保するための組織体制の補強」として整理できる。これらの取組みを通し、職員や各所属がこれまでの事務を見直し、正しい取扱いを当たり前の仕事とするよう努めている最中であるとするのが、現状としての姿であろう。正しい取扱いとしての成果を表現することは難しいが、正しい取扱いが前例となり、前例を紐解くことが制度を理解していくことにつながるよう不断の取組を続けていくものである。ただし、「正しく」が「厳しく」に置き換わってはいけない。また、「指摘を恐れて関わらない」などという姿勢もあってはならない。後ろ向きな姿勢による過ちでない限りにおいて、何度でも適正かつ住民本位な事務執行を指導し、確認し合っていくことが、組織力を高め信頼される行政の唯一の道であり、近道を探すのではなく何度でも振り返り、足跡を確かめながら進むことを旨とし概評とする。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。伺うことがあれば、伺ってください。なお、質疑の回数は1度の質疑につき3回までとし、さらに伺うことがある場合は、他の委員の1度目の質疑がないと認められた後に、これを許可することにしたします。

それでは、質疑に入ります。今野委員。

○今野雄紀委員 ページ数、3ページなんですけれども、前の委員会でも聞いたんですけれども、そこで伺いたいのは、⑥職員の賠償に当たった元とされた金額ということで770万と出ているんですけれども、そこで伺いたいのは、⑦の職員の賠償として決定した額なんです、それが202万2,213円なんですけれども、そこで先ほど課長説明があったんですけれども、様々な事情ということで568万は少なくなっているわけなんです、少ないというのも変な言い方なんですけれども、その分少なくなっているんですが、その様々な事情に対してもう少し詳しく伺えればと思います。

あと、こういった568万円分がその様々な事情で少なくなった分、事務処理としては今後どのように考えているのか、伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 1つ目の770万から200万円に減額されている理由はということについては、監査委員の報告があったと思います。11月7日に報告を受けたもの。それも特別委員会で御審議といいますか御判断いただいておりますかと思うんですけれども、個々にそれ

ぞれ職員の割合がございますし、例えば派遣職員であれば一般職員は2分の1、派遣職員であればさらにその2分の1という形で監査委員より御意見をいただいておりますので、それをそのまま採用させていただいておるといふことでございますので、個々の職員についてこの方がどうのということについては、ちょっとこの場では割愛をさせていただければと思います。

それから、2つ目、事務処理ということなんですけれども、特にその事務処理というものはなくて、そこについては請求をしていないので、何かその後に事務処理が入るかというところと特にそういうものは入らないというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 私がお聞きしたかったのは、先ほど課長から説明があったんですけれども、監査委員の報告で、各職員2分の1相当ということが言われたわけなんですけれども、その前に何か、民事的な部分の時効とかそういった云々でもたしか前の委員会では説明があったと思うんですが、そこで、先ほどの課長の説明ですと、例えば700幾らがほとんど2分の1だったら350万くらいにはなると思ったんですが、その点再度お願いしたいのと、あとは私、事務処理と言ったんですが、その事務処理という表現がおかしければ、最後に課長が説明した1,528万円相当の額から歳入見込額という、そういう説明があったんですけれども、そこでその金額を970万というそういうことでした。それでは、その歳入見込以外の分の558万分はどのように、今後なんですけれども処理というか見ていくのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 最初の部分ですけれども、まず職員に賠償を求めた部分としては、地方自治法によるものと民法に係るものというものがございます。自治法の部分につきましては5年という時効がございますので、これについては時効成立した部分を除いて、元の数字が当然つくられるということになりますし、民法部分については被害があったことを知ってから3年ということでしたので、その部分で若干元の数字が動いております。

これらそれぞれ個々について責任度合いを考慮して、加味しつつ、そして最終的に計算されたものの合計が220万ということですので、個々に1名ずつというのは従前御審議いただいていたかと思っております。

2つ目になりますけれども、こちらはどうなるのかということなんですけれども、もともと本来職員が賠償すべきと整理をされた後に、ただし、その部分については様々な事情の中で請求はできないであろうというふうな結論に達しているものですので、今後何かその部分が何

かになるというものではないと。もう職員分については決定して納入されているということになります。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 2番目のお答えがなかったような気がするんですけども、588万の分の処理というか。（「申しあげましたよ」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） 今、職員個々に対するあれって説明あったんですけども。

○今野雄紀委員 それでは今の説明なんですけれども、民法その他の時効の部分でなくなったと、その部分が私聞きたかった部分と捉えていいのかどうか。本来なら半分だと350万なのが200万になったということは、そのほかの部分の時効の部分で減ったという、そういうことで捉えさせてもらっていいのかどうか。

あともう1点、私お聞きして……ちょっと答弁、何の答弁か分からなかったんですけども、被害総額から歳入見込みの額が970万という説明があったんですけども、それでまだそれ以外の部分が558万あると思うんですけども、その部分はどのような形に……例えば請求できなかった分というのは、行政の事務手続で未収金とかそういったことにはならないのかどうか。たしか、消極的負債みたいな形で説明が昔あったんですが、実際実務としてこの差額分は、例えば決算とかそういったやつに載ることはないのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 最初の時効分という、自治法上の時効分として到来している額というのが87万6,921円というふうに整理がなされておるかと思います。

2つ目になりますけれども、その580万の部分について何か事務処理が発生するかというと、それは発生はいたしません。先ほども申し上げたんですが、もともと職員が負担すべきものですというふうなまずもって整理がされております。で、その反対側、1,500万円のうちの700万円分は、元農済職員の方が弁済しますと約束をさせていただいております。残りの部分については、職員が負担すべきものですという整理がまずされまして、そのうち様々な事情の中で実際に負担を求めるのは200万何がしですよというふうなところでございますので、残りの500万についてはどこにも負担を求めていないということになりますので、何がしかのそこで事務処理が発生するかといえば、発生しないということになるかと思いますが。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、私のほうからは6ページの中で、ヘルプラインの設置ということをやっております。この中で行政管理課までを特別置いたということは、ここが一番大事な

ところではなかろうかなと私は推察いたします。その中で、相談実績が10件とあります。これは、設置したのが昨年の6月24日に設置しております。その実績として10件というのは、そこから5年の3月31日までなのか、現在までの相談実績が10件なのか、その辺をもう少し詳細にお示しいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 説明が不足してございました。

現時点までで10件というふうなことでございます。年度とかそういうものではございません。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 私的には、昨年から今までで10件というのは、ええ、何だ、少ないって。せっかくこのような特別な課を設けて、課内の人たちが、それから一部外部からも来ると思われますけれども、主には課内の人たちが相談する場所と私は受け止めておりますけれども、その認識でよろしいですかね。その課内の仕事というものは。内部の人たちの相談場所ということで。それにしてもあまりにも少ないというような私の認識です。というのは、ここにだけ相談するのではなくて、課内のほうで相談、そういうものが賄われているのかなと私的には解釈します。でももっと、それはそれで課内で解決してあればいいんですけれども、せっかくこのような特殊な行政改革課をつくってあるから、気軽に誰でもが相談できて、そういうことができると、その価値がもっと上がってくるのかなと思われま。

それと関連するわけですがけれども、心の病なんかを抱えている人たちが出てくるかと思うんですけれども、そういうことを減らすためにも、確かにこの行政管理課というのは必要不可欠な課ではなかろうかと思うので、もう少し充実することが、せっかくつくった課ですから、相談件数が増え、どんどんここでそれが消化されていくとありがたいと思われるんですけれども、その辺10件という件数は私的には稼働されていないという思いがあるんですけれども、どうなのでしょう、担当課として。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） ありがとうございます。10件ですね、少ないか多いかというのはなかなかお答えしづらいんですけれども、1つ、この事案を踏まえてぜひ取り組んでいただきたいというふうなところ、これは当時総務課から指示があったやに覚えているんですけれども、課内会議を充実させなさいと。で、課内会議をやることによってそこで起きているであろう様々な部分をまずは拾いましょうよというふうな取組を、多分今現在も各課でなされているのかと思います。

なかなかそこに持っていきづらいといいますが、どこに相談したらいいのかも分からない。ただ、これでいいのかと悩んでいるというふうな部分が10件ほどこちらに寄せられているということです。願わくばその課の中で本当に些細な問題のうちに解決できるというのが、やはり望ましい姿なのであると思います。

まだ、このヘルプライン、そういった事情で設置もしてございますので、冒頭にも申し上げました10件が多いか少ないかというのは、なかなかコメントしづらいところではあるんですけども、当然ながら今後も続けてまいりますし、あと中身に関してはちょっとそのヘルプラインという性格上、あまり詳しくは申し上げられませんが、解決につなげていくというふうなことをお約束したいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 課内で解決すればそれが一番いいんですけども、人それぞれですからね。課内でなく、もっと気軽なところに相談したいと思っている人がいると思うんです。せっかくそういうためにそういうヘルプラインというものを開設して、もちろん名前も出さない、中身も公表しないというような、そういう担当課だと思いますので、その辺はもっと気軽にどんどん、いつでもいいからオープンにしているから相談に来てくださいとフラットな気持ちで受け入れることが大事だと思いますので、その辺もっと身近なものにしていただきますよう、私からも特段のお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） 通知書が来て、不起訴処分ということです。刑事関係の法令手続、それほど精通しているわけではないので、途中表現の中に刑事手続は終了みたいなお話があったと思うんですけども、被害があったということを出して、起訴はしないということです。こちらの要求というか望む結果ではないんだろうと思うんですけども……望む結果というか、何といたらいかな、起訴まで至らなかったということです。それについては今後それを覆したり、さらにもう一度というようなことはできるのかできないのか。これで解決というか完了ですという以外にないのか。そこを御説明いただければなと思いましたのが1つ。

それから、先ほど今野委員もおっしゃっていましたが、金額の整理、かえってごちゃごちゃしちゃってあれなんですけれども、1,860万円補助金として交付したんだけどちゃんと使われなかった。不正流用ですね、それが1,528万円で、これはもう回収せないかんということですよね、できれば。だけど、そのうちの764万円はお返しいただく約束はしている。残り

の764万円がどうするかと。で、職員の方々の事務の責任もあるよねという指摘もあった。けど、それぞれの職責に応じた責任であるとか時効であるとかで、558万円は回収できないということですよ。出しちゃった補助金で使われちゃったわけですよ、もう消えてなくなっているわけですよ。で、何とか回収したいけど、でも法に照らしたりいろいろな役割を考えると558万円は町の財政に穴が開きましたよということでもいいんですよ、はい。そこは一度はっきりしておいたほうがいいと思っています。要は町の損害額ですよ、間違っというか、出して不正に使われちゃったけど、使われて回収しようとしたけど回収しきれなかった分が558万円だよという整理でいいのか、そこだけ確認したい。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 1点目でございますけれども、ちょっと面倒なお話に、面倒といますかお話になるんですが、町が提出いたしておりますのは被害届でございます。被害届と申しますのは、被害に遭いましたという事実を申告するものでありまして、その申告された事実によって、そこに事件性があれば警察が捜査を開始するということになります。逆に、その捜査が進んでいって、最後検察庁に書類が送られて、送られる場合もあれば送られない場合もあるというふうにはなるんですけれども、今回は検察庁より聴取が来ておりますので、検察庁に送られたと、いわゆる送検されたというふうに解釈をしています。で、送検されたんですけれども、検察官の判断として刑事責任を科すまでではないという判断がなされたというふうに理解をしております。

なお、町が求めたものというのがありました。多分それはいわゆる訴追というふうなことかと思えます。訴追をしてほしいという、被害者が加害者に対して訴追をしてほしいという意思を表すのは告訴になりますので、それは告訴状を提出すれば、事実を明らかにして訴追をしていただきたいという意思の表れですし、町が提出いたしましたのはあくまで被害届ということなので、被害がありましたと。で、これに基づいて、もし事件性があれば捜査をしていただきたい。それは警察の判断であり、あるいは起訴するしないということについては検察官の判断ということになります。

2点目については、まさに委員おっしゃられましたとおりのことございまして、繰り返しになりますけれども、半分は職員ということにはなったものの、監査委員の御意見にもございましたとおり、諸般の事情を加味すれば全額を請求することはできないであろうという中で一定額の請求がなされ、残りについては請求はできないというふうな判断に至ったものということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） ありがとうございます。端的に、刑事的にはこれで決着だということによろしいですか。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） はい、刑事手続はこれで全て終わりということになります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 金額をしっかりと確認させていただきたいと思ひまして、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

先ほど、行政管理課長のほうから全体賠償額の見込み、すみません、聞き間違っていないければ970万7,083円とお聞きしました。で、決算書の中で職員分ですね、職員賠償額として歳入された額が今このとおり、ここの資料にも示されておいて184万263円ということは、残りのその金額と⑤の当事者、職員との間で弁済変更契約がなされて確定した金額との差異が、どう計算するとこの970万なのかなという部分をすみません、ちょっと数字が分かりづらかったので、ここの金額をしっかりと確定させていただくために再度金額の積算を説明いただきたいというのが1つでございました。

もう一つお聞きしたいのは、4ページの職員研修の部分をお聞きしたいと思うんですが、3つ実施されまして、アの服務研修が全職員、それからイとウは分かれてやられているんですけども、資料だけ読み解くと、3年目、4年目の職員については、特にこの2つ目、全員研修以外にもう一つやられていないというふうに取り出れるんですけども、ここは特に何もしていない部分であるのかどうか。

そして、1年目、2年目の職員については、総務課のほうでその服務規程を中心にメンタルヘルス対策でグループワークとありますが、このメンタルヘルス対策というのは、要するに服務規程をしっかりと理解して、それに対してしっかりと心構えを持って業務に当たってくださいというふうな感じなのかなと思ったんですが、どういうものなのか。

そして、グループワークですので、それぞれ職員のほうからも、じゃあこうやっていきたいと思ひますとかいろいろな意見を話し合ったと思うんですが、そういった部分について説明できる範囲でお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） それでは、数字の部分なんですけれども、実は資料を作るのもうちょっと簡単に作ろうかなと思ったんですが、決算の後ということで、歳入に出てくる

数字と整合しませんと、なかなかその説明もまた、決算でこうでしたよというふうになるかなと思って、決算の数字をできるだけ使いながら御説明しようかと思って、ちょっと逆に複雑になってしまいました。

ちょっとこの複雑なままなんですけれども、御説明申し上げますと、先ほど申しあげました970万7,083円といたしますのが、ここに出てきます9万9,000円と12万3,732円と、764万4,088円、184万263円を足し込んだ額になります。これに②のところに交付の相手方が確認されているものというものがございます。この318万8,092円、これは先ほど申しあげたんですが、交付の相手方が確認されていて、その中には対象外経費も含まれていますけれども、ただ最終的には有害鳥獣駆除という目的の中で使われたのであろうという判断の中で、賠償額から差し引くという、そういう結果になってございます。で、この318万8,092円から実はこの9万9,000円は一旦引くんです、もう足し込んでいるので。で、そして出来上がった数字といたしますのが、実は全体のその1,860万から引く数字というのが1,279万6,175円ということになりまして、その差額が580万3,825円になるということで、これが先ほど来、今野委員あるいは後藤委員よりどうするんですかというふうな御質問がなされた金額ということになります。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 職員研修の件についてお答えいたします。

今、委員のほうから3年目、4年目の研修はなかったのかというふうな御質問をいただきましたけれども、あくまでここに記載の研修につきましては、町が主体となった研修という意味で記載しておりますので、あとは決算議会でもお話ししたように、県主催の様々なこれに関連する研修等も行っているというところで御理解いただければというふうに思っております。

特に、このアに記載されております全職員の研修ということで、17日間という形で各所属ごとに2時間弱の研修も行っているというところで、ここに記載するとちょっと少ないというふうな印象を受けるかもしれませんが、そういった内容でございますので御理解いただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 総務課長、メンタルヘルスの部分、その部分もお聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 失礼いたしました。

メンタルヘルスにつきましては、服務規程を中心というふうに記載をしておりますけれど

も、まずこちらの人事のほうでストレスチェックというものを毎年やっているんですけども、そういった部分の周知ですとか、あとは行政職員のメンタルヘルスの相談がオクトパスという相談機関があるんですけども、その活用の仕方という部分、あとはセルフケアというふうなところの重要性というふうなところの研修を行っているという内容です。

○委員長（菅原辰雄君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 ちょっとその金額の整理については、ちょっとややこしい部分もただただあるのかなというふうに理解もいたしました、あと重ねてお聞きしたいのが、要するに当事者との債務承認弁済変更契約でもう結ばれた額で確定しているというふうにまず金額が出てまして、決算のほうでも298万円が賠償されましたと報告を受けましたが、これというのは要するに、最初この委員会の前段の中では御本人に対して無理のない返済のやり取りをしてきたみたいなやり取りもあったと思うんですけども、一回これはもう御本人様からも一括でまずこういうふうに来たのか。そして向こうの金額については無理のない金額で返済のやり取りがなされるのかなという部分、ちょっとその中身的な部分を確認したいと思いますので、その点お願いしたいと思います。

それから、研修のほうについては分かりました。それを踏まえた上で、やはりこの研修というのは、当然のことながら年次も、また職員の皆さんも上がっていきますので、どんな形でその継続性が担保されるかどうか、その考えをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 1点目、御説明申し上げます。

委員おっしゃられましたとおりでございまして、御本人に関しては無理のない形で返済をとというふうな交渉の中で弁済契約を結ばせていただいております。

支払い方法といたしましては、令和4年9月末に一旦280万円を納入いただいております。その後、令和4年10月以降毎月3万円を納入いただくというふうなことで、これが令和14年8月まで3万円ずつ入れていただきまして、令和14年9月に残余を一括で入れていただくという内容で契約をさせていただいております。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 継続性の担保というふうなお話でございました。当然引き続きこういった職員研修というのは継続して行うということは間違いございませんし、階層別研修に関しましては県とも協力を受けながら毎年やっていって、同じような研修を毎年やるのではなくて、職員の底上げ、レベルアップできるような研修を行っていくという内容でございま

す。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 特別委員会、今日が最後になるのかなと思っています。一般質問もした関係から最後にお話をしたいと思いますけれども、そもそもこういう事件が大きくなったわけですが、町長がこの団体の会長を務められておった。もう少ししっかりしていれば、このような大きな事件に発展しなかったのではないかというのが私の考えであります。二度と繰り返さないためにもということで行政管理課が設置された。課長もこれから何かあったら大変ですね、あなたの責任。全てとは言いませんがね。今後、職員の綱紀粛正を兼ねたいろいろな研修を重ねて、二度とこういった不祥事が起こらないようにやっていただきたいと思います。

職員からは180万ですか、損害賠償といいますかね、頂いて。その割には町長が30%の減額、たった1か月というような結果になりました。安い高い云々よりも、こういった事案が起きた場合のほかの市町村の例を見ますと、大体首長さんは3か月くらいの減額、減俸というような、平均的にですよ、あるんですが、我が町はたったの1か月間ということで、あとは一般職が払えと、払うというような結果になったわけです。今後二度と起こらないように指導していただきたいと思います。

副町長に酷な言い方かもしれませんが、副町長は事務の最高責任者であります。言うまでもなく、以前は助役という役職でね、助役。それが法律改正になって副町長ということになったんですが、これは昔助役というのは事務助役と言われましてね、事務の一切の権限、責任、これはその助役になったわけでありましてね、副町長という名称に変わりましたが、内容は全く同じであります。仕事の内容はね、責任も含めて。でありますので、どうぞ気を引き締めて執行に当たっていただきたい、お願いします。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） あと一巡目はございませんか。（「なし」の声あり）では、今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も前委員と同じようなことを2回目聞いたかったんですが、そこで伺いたいのは、歳入見込み970万のうち、先ほど前委員が言った道義的責任ということで取られた部分の金額というんですか、それは入っているのか入っていないのか、そこだけ伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 先ほど来御説明いたしましたとおり、970万の内項といいますのは、射撃修理代の代金の返却分、それから通帳残の返却分、元農済職員から弁済されるで

あろう部分も含めたもの、そして職員から弁済されるものというものの合計でございますので、そのほかのものは入ってはいません。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ということは、私は分からないから聞くんですけども、減俸になった部分というのは事務処理というかどうにも……一旦出したやつを払うというのではなくて、もともと払う部分をカットして、そのところがちょっと分からないんですけども。

それを含めて、これも前委員と同じような感じになるんですが、再発防止の策をこのようにいっぱい掲げても、やはり一番再発防止として効くのはトップの方たちがそれなりの責任を取る、そういったことが一番の私は再発防止じゃないかという思いを伝えながら、質問を終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 資料2ページにございますとおり、9月に減給の条例が可決されまして、10月分でそもそも減給した額で給与を支給してございますので、出したものが入るというものではございません。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただ今の質疑等の状況を踏まえ、特別委員会としての今後の調査の進め方について協議したいと思います。

御意見をお伺いします。後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） 必要な調査は一定程度完了したんだろうと思いますので、委員会としてまとめなり、再発防止策に対しての提案なりを作成して委員会を閉じる、廃止するという方向に持っていくのも一つの考えではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 今、後藤伸太郎委員からこういうふうな御意見がありました。そのように執り進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。

次にその他に入ります。本特別委員会に関し、御意見などあればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ないようですので、次回の委員会についてお諮りいたします。次回の委員会の開催日程については、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。それではそのように執り進めます。

以上で、本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時34分 閉会